特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。(令和4年6月20日更新)

特記事項

①住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。 ②内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和4年7月5日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(,	

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務		
②事務の内容	市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない、。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市における住民の届け出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の周伊生増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳ネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。 市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤ 本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機関」という。)への本人確認情報の照会 ⑥ 住民からの語載事項に変更があった際の報道府県知事に対する通知 ⑦ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 億人番号の通知及び個人番号カードの交付 億人番号の通知を 個人番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令 平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード、特定 個人情報の提供等に関する省令の上では、事務を委任する機構に対する事務の一部の 委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] <3)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満		
2. 特定個人情報ファイルをシステム1	を取り扱う事務において使用するシステム		
①システムの名称	住民記録システム(既存「住民基本台帳システム」という。)		
②システムの機能	(1)住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能。 (2)住民基本台帳の記載変更 転居、戸籍届出等により住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能。 (3)住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する機能。 (4)帳票等の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。。 (5)住民基本台帳の統計機能 異動及び人口統計用の集計表・統計表を作成する。 (6)住民基本台帳の照会 住民基本台帳の的該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能。 (7)住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能。 (7)住民基本台帳がシカワークシステムとの連携機能 機構、他の地方公共団体と住基ネットを通じ連携する。 (8)法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び法務省通知の取込等の連携を行う機能。 (9)団体内統合利用番号サーバー連携 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合利用番号サーバへ連携を行う機能。 (10)戸籍システム連携 当市が本籍地である者の附票データを戸籍シスステムへ連携する機能。		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (団体内統合利用番号連携サーバ、戸籍システム		

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の 提供を行う。 (4) 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供所容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 (9) 職員認証・権限管理機能 セキュリティを管理する。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10)システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)	

システム3		
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー	
②システムの機能	(1)宛名情報管理機能 名業務システムより番号管理サブシステムへ基本4情報を連携し、宛名番号、個人番号、団体内統合 恋名番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報として管理する。 (2)個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可能とする。 (3)団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理連携システムに連携された個人番号について、番号管理連携システム で保有していない番号の場合、団体内統合宛名番号を採番する。番号管理連携システムの画面より個 人番号を入力された場合も同様。既存の業務(宛名)システムごとの団体内統合宛名番号、個人番号、 宛名番号の紐付けを管理し、1:1:nの関係性を維持する。 (4)宛名連携機能 各宛名システムより宛名番号、基4情報を受け取る。 (5)個人番号連携機能 主基システムより宛名番号(住民番号)、個人番号を受け取る。 (6)個人番号照会機能 参業務システムより指定された宛名番号に紐付〈個人番号を返却する。 (7)個人情報照会機能 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理する個人情報を照会する機能を提供する。 (8) 符号管理機能 中間サーバー通信機能 中間サーバー通信機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能を提供する。 (9)中間サーバーの名情報連携機能 中間サーバーの名情報連携機能 中間サーバーの名情報連携機能 中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付〈基本4情報及び個人番号を返却する。 (10)中間サーバーの名情報連携機能 未電算業務のCSVデータや既存システムより送付された業務情報を基に変換を実施し、業務コード チェン分後、中間サーバーに連携する。 (12)情報照会要求機能 各業務システムからの情報照会に際し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、既存システムより 度された情報を基に中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。 (13)情報照会基に中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。 (13)情報照会基果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。 (13)情報照会結果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。 (13)情報照会結果取得登録機能 情報照会要求後、中間サーバーの仕様に従って情報照会を行う。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] が務システム [O] その他 (中間サーバー) 	

(1)本人確認情報の更新 既存住基ンステム(おいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元 に市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県 サーバへ更動情報を送信する。 (2)本人確認 特別転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認情報を更新し、都道府県 サーバへ更動情報を送信する。 (3)個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に原金を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて、転入処理を行う。 (4)本人確認情報検索 住民基本合権ネットワーグンステムの業務アプリケーション機能と公的認証機能を併せ持つ端末(以下「統合端末」という。)において入力された情報(仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報を実合 全国サーバで対して住民票コード。個人番号のは有情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報配金 全国がに対して住民票コード。個人番号のは有情報の組合せをキーとした本人確認情報限会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報を受領する。 (7)支付先情報を提出するにから、都道府県サーバにないて保有している都道府県知事保存本人確認情報をフィルのと殴合することを確認するのと参加を発力サーバの近の重サーバにないて保有している機構保存本人確認情報を提供する。 (7)支付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号カートで前望システムに適知する。 (8)個人番号カートで増型システムに通知する。 (8)個人番号カートで増型システムに通知する。 (9)個人番号カートで増型システムに通知する。 (9)個人番号カートで増型システムに通知する。 (1)個人番号カートでの変遇情報等を連携する。 (1)個人番号カートでの変遇情報等を連携する。 (1)個人番号カートでの変遇情報等を連携する。 (1)個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 (1)個人番号カード管理システムに同知は日本等のでは、原止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 (1)根据提供本ットワークシステム 「1)保存と基本台帳システム 「1)保存システム 「2)信報提供本ットワークシステム 「2)民存住民基本台帳システム 「1)保存とステム 「1)保存とステム 「2)保存と表本台帳システム 「2)保存システム 「3)他のシステムとの情報を受け、表述を指し、当該情報を表し、表述に表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報を表述を指し、またが、2000年に表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報を表述を指し、当該情報と表述を指し、2000年に表述を指する。 (2)個人の情報に表述を持定を表述を持定が、2000年に表述を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を	システム4		
展存住基システムにおいて住民栗の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村立まニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 (2)本人確認 特別成力処理や住民栗の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照金を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の囲地を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて、転入処理を行う。 (4)本人確認情報検索 住民基本台帳ネットワークシステムの業務アプリケーション機能と公的認証機能を併せ持つ端末(以下)統合端末(という)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報開会全国サーバに対して任民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報の検索を行い、接当する個人の本人確認情報を受領する。(6)本人確認付報整合本人体認時報フィルの内容が適道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人権認情報フィルの内容が適道府県カーバに対し、整合性確認用本人確認情報を行い、該当する個人本人が必要をすることを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人権認情報を回から、本権認情報でカールの必要が直接、サーバ及び全国サーバにおいて保有している根据情報を選り、表書の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書類(個人番号通知書類の場所を理と入テムから当該市即村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (8)個人番号カード管理システムに通知する。 (8)個人番号カード管理システムに通知する。(8)個人番号カード管理システムにの情報連携を連携する。 「	①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
③他のシステムとの接続 []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム	②システムの機能	既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 (2)本人確認特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて、転入処理を行う。 (4)本人確認情報検索住民基本台帳ネットワークシステムの業務アプリケーション機能と公的認証機能を併せ持つ端末(以下「統合端末」という。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報照会全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報を合本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報を合本人確認情報を受領する。 (7)送付先情報通知個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携	
	③他のシステムとの接続	[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム	
5 1 10	システム5		
システム6~10	システム6~10		

3. 特定個人情報ファイル名

- ・住民基本台帳ファイル
- ・本人確認情報ファイル
- ・送付先情報ファイル

法令上の根拠

4. 個人番号の利用 ※

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月 31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) •第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85*O*2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, ②法令上の根拠 106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 ・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の 2、45、47、48、49、49条の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59条の2の2、59条の3

6. 評価実施機関における担当部署

①部署市民環境部市民課②所属長の役職名市民課長

7. 他の評価実施機関

_

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、本特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録 を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	<選択肢>
主な記録項目 ※	・識別情報
その妥当性	(1)識別情報 住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 (2)連絡先情報 住民票の記載等に係る」本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 (3)業務関係情報 ①医療保険関係情報 ・国民健康保険の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・後期高齢者医療の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ②介護。高齢者福祉関係情報 ・介護保険の被保険者資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ③児童福祉・子育て関係情報 ・児童手当の支給を受けている者の受給資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ④年金関係情報 ・国民年金の加入者の資格情報を住民票へ」記載する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日			平成27年8月3日
⑥事務担当部署		1	市民環境部市民課
3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
			[O] 評価実施機関内の他部署 (納税課、市民課、国保医療課、福祉課、高齢者支援) 課、障がい者支援課
①入手元	*		[O]行政機関·独立行政法人等 (法務省)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村)
			[]民間事業者 ()
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1 + +	-24		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方	法		[]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※			住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施を行う。
		使用部署	市民環境部市民課
④使用の	の主体	使用者数	〈選択肢〉 ○ 10人以上50人未満 ○ 10人以上50人未満 ○ 10人以上50人未満 ○ 10人以上50人未満 ○ 10人以上50人未満 ○ 10人以上50人未満 ○ 100人以上500人未満 ○ 1,000人以上
⑤使用方法			(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 (2)住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又は記載の修正 を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 (3)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 (4)転入届に基づき住民票の記載した際の転出元市町村に対して通知を行う。 (5)本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 (6)出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 (7)住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。
情報の突合)突合	(1)住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 (2)機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 (3)市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。
⑥使用開始日 平原			平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(委託する 3 ((2) 委託する 2 2 会託しない ((2) 件 (((((((((((((() (((() (())
委託事項1		既存住民基本台帳システム(住民記録)の運用保守業務
①委	託内容	システムの運用保守
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委	託先名	株式会社HARP
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑤再委託の許諾方法	書面で再委託申請書の提出を受け承諾する。
	⑥再委託事項	システムの運用保守
委託	事項2	窓口業務委託
①委託内容		住民票の発行や転入等の住民異動の受付及び入力等の窓口業務
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		富士ゼロックスシステムサービス株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託	事項6~10	
委託事項11~15		
季 缸	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (56) 件 [O] 移転を行っている (11) 件	
定 庆·杨和07有 無	[] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別紙1を参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定めるとおり(別紙1を参照)	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
少徒挟力 法	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		

①法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照) ②移転する情報 住民票関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 「10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人以上 5 1000万人以上 5 1000万人未満 5 1000万人以上 5 1000万	移転先1	8転先1 番号法第9条第1項別表第1の事務を行う部署(別紙2を参照)	
③移転する情報 住民栗関係情報	①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照)	
(3選択肢) 1) 1万人以上100万人未満 2) 17人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 1000万人大清満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 1000万人以上 1000万人以	②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1に掲げる事務(別紙2を参照)	
(4)移転する情報の対象となる本人の数	③移転する情報		
6本人の範囲 12. ③対象とはる本人の範囲]と同工。 [○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] プラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()) 移転先2~5 移転先1~15 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※ (1) 住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2) 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバーのデータベース内に保存され、パックアップもディータベース内に保存され、パックアップもディータベース上に保存される。	—	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満	
 ⑥移転方法 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] オール [] 紙 [] その他 () ⑦時期・頻度 住民基本台帳ファイルの更新の都度。 移転先2~5 移転先1~15 移転先11~15 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 【1)住民基本台帳システムにおける措置・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。(2)中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・特定個人情報は、サーバー室へのアクセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
(6)移転方法		[O] 庁内連携システム [] 専用線	
[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()) ⑦時期・頻度 住民基本台帳ファイルの更新の都度。 移転先2~5 移転先6~10 移転先11~15 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 (1)住民基本台帳システムにおける措置・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。(2)中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置・中間サーバー・プラットフォームにおける措置・中間サーバー・データーへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	⑥移転 方注	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
 ②時期・頻度 住民基本台帳ファイルの更新の都度。 移転先2~5 移転先6~10 移転先11~15 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 (1)住民基本台帳システムにおける措置	○19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ [] 紙	
移転先2~5 移転先6~10 移転先11~15 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 (1) 住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		[]その他 ()	
移転先6~10 移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※ (1) 住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2) 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	⑦時期·頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度。	
移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 (1)住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	移転先2~5		
移転先16~20 6. 特定個人情報の保管・消去 (1)住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	移転先6~10		
6. 特定個人情報の保管・消去 (1)住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	移転先11~15		
(1)住民基本台帳システムにおける措置 ・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデー タベース上に保存される。	移転先16~20		
・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	6. 特定個人情報の保管・		
7. 備考		・特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ・当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 (2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室 への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデー	
	7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		
②対象となる本人の数	 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
③対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除されたもの(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
主な記録項目	・識別情報	
その妥当性	(1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	
全ての記録項	[目 別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年8月3日	
⑥事務担当部署	市民環境部市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[]本人又は本人の代理人		
		[]評価実施機関内の他部署 ()		
①入手元	*	[]行政機関・独立行政法人等 ()		
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
		[]民間事業者 ()		
		[〇] その他 (自部署)		
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム		
②八十万五		[]情報提供ネットワークシステム		
		[〇]その他 (既存住民基本台帳システム)		
③使用目的 ※		住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。		
	使用部署	市民環境部市民課		
④使用の主	使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法		(1)住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 (2)住民からの提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 (3)4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 (4)本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。		
情報の突合		(1)本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (2)個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。		
⑥使用開始日		平成27年10月5日		

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] < (3 ((1) (((1) ((((() ((() ((() () (()			
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守業務			
①委詞	托内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託先名		株式会社北海道日立システムズ			
T	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
⑥再委託事項					
委託事項2~5					
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件					
(佐供・移転の有無	[] 行っていない					
提供先1	都道府県					
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)					
②提供先における用途	(1)市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 (2)住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。					
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。					
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線					
◎ +□ #+ *+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。					
提供先2~5						
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)					
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)					
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。					
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。					
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線					
○+= /+ + :+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。					
提供先3						
提供先4						
提供先5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
	[] 庁内連携システム [] 専用線				
6 移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
@19+Δ/J/A	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※	(1)住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバーへのアクセスは生体認証による操作者認証が必要となる。				
7. 備考					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満] 1.000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ す。) 番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を 個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 その必要性 これらの事務の実施については、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に 基づいて機構に委任する。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 50項目以上100項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 :識別情報 [O]個人番号] 個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 「] 連絡先(電話番号等) 「〇〕その他住民票関係情報 *業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 〕地方税関係情報]健康•医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護•社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報 Γ]雇用·労働関係情報 []年金関係情報 Γ] 学校·教育関係情報 1 災害関係情報 Γ [〇]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) (1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記載する必要がある。 (2)その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基 その妥当性 づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個 人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録す る必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成27年10月5日 ⑥事務担当部署 市民環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[]本人又は本人の代理人		
		[O] 評価実施機関内の他部署 (納税課、市民課、国保医療課、医療助成課、福祉課、) 高齢者支援課、障がい者支援課		
①入手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 ()		
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
		[]民間事業者 ()		
		[〇] その他 (自部署)		
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム		
企 八于万丛		[]情報提供ネットワークシステム		
		[〇]その他 (既存住民基本台帳システム)		
③使用目的 ※		個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知 書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の 送付先情報を提供するため。		
_	使用部署	市民環境部市民課		
④使用の主体	使用者数	<選択肢>1) 10人以上50人未満2) 10人以上50人未満3) 50人以上100人未満4) 100人以上500人未満5) 500人以上1,000人未満6) 1,000人以上		
⑤使用方法		(1)既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。		
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構 (全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。		
⑥使用開始日		平成27年10月5日		

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] < (3 ((1) (((1) ((((() ((() ((() () (()			
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守業務			
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守業務			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託先名		株式会社北海道日立システムズ			
Ŧ	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
⑥再委託事項					
委託事項2~5					
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件					
(佐供・移転の有無	[]行っていない					
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)					
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)					
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。					
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。					
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙					
	[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)					
⑦時期·頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。					
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
	[]庁内連携システム []専用線				
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
₩ 19 1	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	肖去				
保管場所 ※	(1)住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置 ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバーへのアクセスは、生体認証による操作者認証が必要となる。				
7. 備考					

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

住民コード、住民コード世代、世帯コード、事務区、住所コード、自治会コード、町丁目名漢字、現住所漢字、地番ビット、棟、番地、号・ 号枝番、号小枝番、世帯方書漢字、世帯方書カナ、住所異動年月日、住所届出年月日、住定事由、履歴作成事由、電話種別、電話番 号、世帯主氏名漢字、世帯主氏名カナ、事実上の世帯主、事実上の世帯主カナ、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、生年月日不詳フラグ、性別、性別不明フラグ、続柄コード、続柄漢字、住民種別、増減区分、世帯主表示、住民となった年月日、住民となった年月日不詳 フラグ、住民となった届出日、住民となった事由、前住所コード、住民でなくなった年月日、住民でなくなった年月日不詳フラグ、住民でな くなった届出日、転出先コード、前住所漢字、前住所欄異動年月日、前住所欄届出年月日、前住所欄事由、転出先住所漢字、転出先 住所カナ、通知用新世帯主氏名漢字、転出先異動年月日不詳フラグ、転出先欄異動年月日、転出先欄届出年月日、転出先欄事由、付 記転出フラグ、選挙登載年月日、選挙投票区、個人方書漢字、個人方書カナ、コメント、コメント漢字、コメント漢字2、コメント漢字3、世 帯内グループ、不受理年月日、本籍地コード、本籍、筆頭者、備考欄記載年月日未出カフラグ、備考欄記載年月日、備考欄備考、印鑑 番号、印鑑登録年月日、印鑑廃止年月日、除票所属、除票年度、除票番号、改製所属、改製年度、改製番号、転出所属、転出年度、転 出番号、異動届書所属、異動届書年度、異動届書番号、主なし世帯表示、業務委託世帯表示、住民票区分、不備表示、世帯内順位、 住民票発行停止フラグ、住民票異動停止フラグ、郵便番号市内親番、郵便番号市内子番、郵便番号転出先親番、郵便番号転出先子 番、外国人国籍、外国人在留資格、前住所国籍、日本人住民となった事由、日本人住民となった届出年月日、日本人住民となった年月 日、日本人住民でなくなった事由、日本人住民でなくなった届出年月日、日本人住民でなくなった年月日、第30条45規定区分、許可種 類、許可年月日、在留期間年、在留期間月、在留期間日、在留カード等の種類、在留カード等の番号、交付年月日、外国人住民となっ た日、正字氏名カナ、正字氏名漢字、本名カナ氏名、本名漢字氏名、通称名カナ、通称名漢字、氏名優先フラグ、併記名、住民票コー ド、住民票コード自動配番ビット、印鑑登録フラグ、住定届出通知区分、住民となった届出通知区分、公的個人認証フラグ、公的個人認 |証開始年月日、公的個人認証終了年月日、公的個人認証コメント、DVフラグ、DV開始年月日、DV終了年月日、DVコメント、外国人日 本人のみ世帯区分、併記名開始日、併記名終了日、入管法条項、入管法区分、入管法事由、旧氏漢字、旧氏ふりがな、ローマ字氏 名、ローマ字旧氏

(2)本人確認情報ファイル

住民票コード、漢字氏名、外字数(氏名)、ふりがな氏名、清音化かな氏名、生年月日、性別、市町村コード、大字・字コード、郵便番号、住所、外字数(住所)、個人番号、住民となった日、住所を定めた日、届出の年月日、市町村コード(転入前)、転入前住所、外字数(転入前住所)、続柄、異動事由、異動年月日、異動事由詳細、旧住民票コード、住民票コード使用年月日、依頼管理番号、操作者ID、操作端末ID、更新順番号、異常時更新順番号、更新禁止フラグ、予定者フラグ、排他フラグ、外字フラグ、レコード状況 フラグ、タイムスタンプ、旧氏漢字、旧氏外字数、旧氏ふりがな、旧氏外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置 住民異動届の届出人の本人確認を身分証明書等の提示等により徹底しており、本人確認した事項を記 録している。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 住民異動届の内容をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、さらに翌日にも内部事 務担当者が照合を行う二重チェックを行っている。 必要な情報以外の入力は出来ないように既存住基システムにおいて入力項目を制御している。 リスクに対する措置の内容 住基ネットを通じた特定個人情報の入手は、対象者以外の情報を入手できないような仕組みとして担保 されている。 ・団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、団体内統合宛名番号の付番に当たり、個人番号で一意に識別すること で、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内にお いて個人と1対1対応となる。 団体内統合宛名システムでは、ユーザーに規定のアクセス権限を付与でき、不必要なアクセスを防止し ている。 Γ 十分である] 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

異動届の審査、入力時及び入力後の三次に渡って内容を点検し、正確な情報のみを記録している。また、届書は所定のキャビネットに保 管し施錠管理している。

3. 特定個人情報の使用

リスクへの対策は十分か

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	・既存住基システムと住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けを行わない。 ・番号利用事務以外のシステムからは住民基本台帳ファイルを直接参照できないよう、適切なアクセス制御を実施する。 ・団体内統合宛名システムでは、番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 権限のない者(元職	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。					
その他の措置の内容	・システムの操作ログを記録し、操作内容を追跡できるよう管理するとともに、その旨を職員に周知して不正利用の抑止を図っている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウィルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるなど、使用を制限してい る。

4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託			[]委託しない	
リスク	: 委託先における不正な	ず使用等の「	Jスク				
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	·個人情報 ·個人情報 ·個人情報 ·個人情報	青報を含むすべての の秘密の保持 の収集の制限 の目的外利用及び の適正管理 時の報告義務		いて、以下のことを契約書に明言 <u>-</u>	記している。	
	任先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担		十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法				情報の保護に万全を期すことを 報保護に係る誓約書を提出させ		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託に	おけるその他のリス	ク及びその			
		- / 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7 10 W 76 +- 1	-t
	定個人情報の提供・移転 : 不正な提供・移転が行			フシステムを	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転し	ない
特定個	国人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	移転が行れ	つれない取扱いとして	ている。	伝先からの申請に基づきその根 限のない職員が特定個人情報に		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
1.不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・サーバ室等への入室制限を厳格に行い、情報の持ち出しを制限する。							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク					
リスクに対する措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステム ①中間サーバー・ソフトウェアに	との接続に伴うその他のリスクス	及びそのり	ノスクに対する措置			
記録が実施されるため、不適切・情報連携においてのみ、情報 ている。 ②中間サーバー・プラットフォー・中間サーバーと既存システム 政ネットワーク等)を利用するこ・中間サーバーと団体について している。 ・中間サーバー・プラットフォー」 間サーバー・プラットフォームを	②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行 政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保					
7. 特定個人情報の保管・3						
リスク: 特定個人情報の漏え	1		<選択肢>			
①事故発生時手順の策定・周 知	[十分に行っている]	く選択版ノ 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
・申請書等の保管に当たっては、定められた場所に厳重に保管する。 ・バックアップデータは、耐震ラックにより保管し施錠管理する。 ・サーバーは停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、無停電電源装置を付設している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

8. 監	8. 監査						
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[〇]外部監査			
9. 彼	業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	- つている 2) 十分に行っている い			
具体的な方法		・担当職員に対し、個人情報保証・委託事業者に対しては、秘密係 ている。		情報保護に関する周知徹底を義務付け			
10. その他のリスク対策							
_							

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。
 ・正当な利用目的以外の目的でデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

く選択版プ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1.不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置
- ・本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定している。

Γ

- 2.入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置
- ・権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定めれらた届出人要件の確認の徹底を図っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類により確認を行い、できない場合は本人の住所宛てに通知を行うことにより、本人確認の徹底を図っている。
- ・既存住基システムからの本人確認情報の取得が適切に行われることをシステムにより担保している。
- 3.入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置
- ・生体認証による操作者認証を実施している。
- ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを適用することにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努めている。

3. 特定個人情報の使用

3. 特定個人情報の使用						
リスク1: 目	的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
・市町村CSと宛名システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムに対する措置の内容と市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報は紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトでア以外作動させない。 ・個人番号利用事務以外の部門では利用できないよう、利用者登録及び認証を行っている。						
リスクへの対	対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 楮	種限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証	の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体	的な管理方法	・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を 設定しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。 ・生体認証により操作者の認証を行うことで不正利用を防止する。また、端末使用後にはアプリケーション のログオフを行うよう職員に指導を行う。				
その他の措	その他の措置の内容 ・システムの操作ログを記録し、操作内容を追跡できるよう管理するとともに、その旨を職員に周知して 正利用の抑止を図っている。					
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウィルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるなど、使用を制限している。
- ・職員が利用する端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置き、わき見防止フィルターを貼付している。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はしない。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの)委託			[] 委託しない
リスク	: 委託先における不正な	は使用等の	リスク				
	Z約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	規定の内容	·個人情報 ·個人情報 ·個人情報 ·個人情報	情報を含むすべてのデー 最の秘密の保持 最の収集の制限 最の目的外利用及び提展 最の適正管理 E時の報告義務	•		己してい	ే
	E先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担		十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		分に行っている 委託していない
	具体的な方法				情報の保護に万全を期すことを 服保護に係る誓約書を提出させ [、]		
その他	の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +:	分である
特定個	引人情報ファイルの取扱し	いの委託に	おけるその他のリスクス	及びその	リスクに対する措置		
_							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転に [定めている 1) 定めている 2) 定めていない 関するルール ・特定個人情報の移転に当たっては、移転先からの申請に基づきその根拠と必要性を判断し、不必要な ルールの内容及び 移転が行われない取扱いとしている。 ルール遵守の確認方法 ・IDによる厳しいアクセス管理を行い、権限のない職員が特定個人情報に接しないよう制御している。 その他の措置の内容 十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置

- 1.不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
- ・サーバ室等への入室制限を厳格に行い、情報の持ち出しを制限する。
- 2.誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
- ・本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- 3.誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- ・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はされないことがシステム上担保される。

6. 情	i報提供ネットワークシ	ステム	との接続			[〇]接続しない(入手)) []接続しない(提供)	
リスク	1: 目的外の入手が行材	つれるり	スク					
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリスク	ל					
リスク	に対する措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
	是供ネットワークシステム			也のリスク	及びそのリス	スクに対する措置		
・中間・ 記録が	①中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し マレス							
中間・ 政ネッ	トワーク等)を利用するこ サーバーと団体について	、情報!	是供ネットワー J、安全性を確	保している	,		:行政専用のネットワーク(総合行言を暗号化することで安全性を確	
間サー ・特定(・バー・プラットフォームをミ	利用する	る団体であって	ても他団体	が管理する	情報には一切アクセスできな	分管理(アクセス制御)しており、い。 い。 を行う事業者における情報漏えい	
7. 特	定個人情報の保管・済	肖去						
リスク	: 特定個人情報の漏えし	ハ・滅失	・・毀損リスク					
①事故知	女発生時手順の策定・周	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容	-						
	再発防止策の内容	-						
その他	その他の措置の内容・バックアップデータは、耐震ラックにより保管し施錠管理する。 ・サーバーは停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、無停電電源装置を付設している。							
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_								

8. 監	8. 監査							
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[〇]外部監査				
9. 彼	業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	- つている 2) 十分に行っている い				
具体的な方法		・担当職員に対し、個人情報保証・委託事業者に対しては、秘密係 ている。		情報保護に関する周知徹底を義務付け				
10.	その他のリスク対策							
_								

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的でデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

く選択版プ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1.不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置
- ・本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定している。

Γ

- 2.入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置
- ・権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定めれらた届出人要件の確認の徹底を図っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類により確認を行い、できない場合は本人の住所宛てに通知を行うことにより、本人確認の徹底を図っている。
- ・既存住基システムからの本人確認情報の取得が適切に行われることをシステムにより担保している。
- 3.入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置
- ・生体認証による操作者認証を実施している。
- ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを適用することにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努めている。

3. 特定個人情報の使用

<u> </u>	0. 特定國內情報の民間						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容	・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定している。 ・市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外を作動させない。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーサ	デ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない					
	具体的な管理方法	・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を 設定しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。					
その他の措置の内容		・システムの操作ログを記録し、操作内容を追跡できるよう管理するとともに、その旨を職員に周知して不正利用の抑止を図っている。					
リスクへの対策は十分か		【 十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウィルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるなど、使用を制限している。

4. 特	4. 特定個人情報プアイルの取扱いの会託 しょうしゅう しょうましない							
リスク	: 委託先における不正な	は使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	特定個人情報を含むすべ・個人情報の秘密の保持・個人情報の収集の制限・個人情報の目的外利用が・個人情報の適正管理・事故発生時の報告義務		いて、以下のことを契約書に	こ明記している。			
	モ先による特定個人情報 ルの適切な取扱いの担 	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法			情報の保護に万全を期すこ 報保護に係る誓約書を提出				
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他の	リスク及びその	リスクに対する措置				
- At	ウロー連邦の相州 みま	・ (委託や情報提供ネットワ	, b: 7=1,	た V薬 I・・ 4 - 1日 /H ナ B& ノ _ \	[]提供・移転しない			
	た個人情報の提供・移転が行 : 不正な提供・移転が行		ノークンステムで	と通じに使供を除く。)	[]提供・移転しない			
特定個	国人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	移転が行われない取扱い	としている。		の根拠と必要性を判断し、不必要な 報に接しないよう制御している。			
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置

- 1.不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
- ・サーバ室等への入室制限を厳格に行い、情報の持ち出しを制限する。
- 2.誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
- ・本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- 3.誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- ・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はされないことがシステム上担保される。

6. 情	i報提供ネットワークシ	ステム	との接続			[〇]接続しない(入手)) []接続しない(提供)	
リスク	1: 目的外の入手が行材	つれるり	スク					
リスク	に対する措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリスク	ל					
リスク	に対する措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
	是供ネットワークシステム			也のリスク	及びそのリス	スクに対する措置		
・中間・ 記録が	①中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し マレス							
中間・ 政ネッ	トワーク等)を利用するこ サーバーと団体について	、情報!	是供ネットワー J、安全性を確	保している	,		:行政専用のネットワーク(総合行言を暗号化することで安全性を確	
間サー ・特定(・バー・プラットフォームをミ	利用する	る団体であって	ても他団体	が管理する	情報には一切アクセスできな	分管理(アクセス制御)しており、い。 い。 を行う事業者における情報漏えい	
7. 特	定個人情報の保管・済	肖去						
リスク	: 特定個人情報の漏えし	ハ・滅失	・・毀損リスク					
①事故知	女発生時手順の策定・周	[十分に行	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容	-						
	再発防止策の内容	-						
その他	その他の措置の内容・バックアップデータは、耐震ラックにより保管し施錠管理する。 ・サーバーは停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐために、無停電電源装置を付設している。							
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_								

8. 監	8. 監査							
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[〇]外部監査				
9. 彼	業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	- つている 2) 十分に行っている い				
具体的な方法		・担当職員に対し、個人情報保証・委託事業者に対しては、秘密係 ている。		情報保護に関する周知徹底を義務付け				
10.	その他のリスク対策							
_								

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 総務部総務課情報公開係					
②請求方法	千歳市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
③法令による特別の手続	-					
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-					
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ					
①連絡先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 市民環境部市民課市民係					
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価							
①実施日	令和4年4月1日							
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)							
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】							
①方法	予定なし							
②実施日・期間	-							
③主な意見の内容	-							
3. 第三者点検 【任意】								
①実施日	予定なし							
②方法	_							
③結果	-							

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月20日	I -1-②事務の内容中なお 書き	における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の	により機構に対する事務の一部の委任が認め られている。そのため、当該事務においては、事	事後	
		個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード	(7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である 機構において、住民に対して番号通知書類(個 人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、 既存住基システムから当該市町村の住民基本 台帳に記載されている者の送付先情報を抽出 し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番 号カード管理システムに通知する。	事後	

令和2年8月20日	I-5-②法令上の根拠	800番号の利用等に関9 る法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の4、45、65、50、50条の2、50条02、50~502、502、502、502、502、502、502、502、502、502、	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第7号・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49、49条の2、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2、59条の3	事後	
令和2年8月20日	II −1(3)送付先情報ファイル −2−③その必要性	下りる必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 これらの事務の実施については、通知カード及	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。これらの事務の実施については、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて機構に委任する。	事後	
	Ⅱ -1(3)送付先情報ファイル -2-④記録される項目-主 な記録事項中その他	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情 報	事後	

	Ⅱ -1(3)送付先情報ファイル -2-④記録される項目-そ の妥当性	省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事	(1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令 に規定された項目を記載する必要がある。 (2)その他(個人番号通知書及び交付申請書の 送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個 人番号通知書、個人番号カード関連事務の委 任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書 の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委 任するために、個人番号カードの券面記載事項 のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送 付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和2年8月20日	■ Ⅱ − 1 (3) 洋仕失情報ファイル	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任 を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機	事後	
令和2年8月20日	-3-③使用方法	通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交	(1)既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
令和2年8月20日		通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、 個人番号カード関連事務の委任)	事後	

令和2年8月20日	Ⅱ -1(3)送付先情報ファイル -5-②提供先における用途	の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交	号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に	事後	
令和2年8月20日	-5- ⑦ 時期·頻度	元	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度提供す る。	事後	
令和2年8月20日	Ⅱ 一別添1一(1)		「旧氏漢字、旧氏ふりがな、ローマ字氏名、ローマ字旧氏」を追加	事後	
令和2年8月20日	Ⅱ 一別添1一(2)		「旧氏漢字、旧氏外字数、旧氏ふりがな、旧氏 外字変更連番」を追加	事後	
令和2年8月20日	Ⅱ 一別添1一(3)		「旧氏漢字、旧氏外字数、旧氏ふりがな、旧氏 外字変更連番、ローマ字氏名、ローマ字旧氏」 を追加	事後	
令和2年8月20日	Ⅴ基礎項目評価実施日	令和1年6月28日	令和2年8月7日	事後	

令和3年7月27日	I-5-②法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49、49条の2、	31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、	事後	番号法第19条第8号の変更 については、令和3年9月1日 の法改正による。(事前)
令和3年7月27日	Ⅲリスク対策 8監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月27日	V基礎項目評価実施日	令和2年8月7日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月5日	Ⅲリスク対策 8監査	自己点検	自己点検、内部監査、外部監査	事後	
令和4年7月5日	V基礎項目評価実施日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	